

令和2年4月14日

保護者各位

嘉手納町立嘉手納小学校  
校長 浦崎 直哉  
(公印省略)

## 新型コロナウイルスの感染拡大防止臨時休校に係る配布物について（お知らせ）

春暖の候、日頃より本校教育活動ご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、今回4月7日より休校措置を行っていますが、児童の家庭での過ごし方を有意義にすることや、学校再開後の活動をスムーズに行うために本校では、臨時休校に際して、教科書等を下記の要領で配布いたします。

つきましては、急なお知らせで恐縮ですが、趣旨をご理解の上、各ご家庭での対応をお願いします。

### 記

1. 配布日程：4月15日（水）～4月17日（金）の3日間
2. 対象 学年：新一年生～新六年生
3. 配布時間：混雑も予想されます、時間に余裕をもってお越し下さい。
  - ① 8時30分～10時30分
  - ② 11時30分～13時30分
  - ③ 15時30分～16時45分
4. 配布場所：新一年生（各教室のベランダ） 新二年生～新六年生（体育館）
5. 配布物：封筒を用意しますが、数に限りがございます。各ご家庭で入れ物のご持参、お願いします。
  - ① 教科書（国語・算数）
  - ② 検温及び健康観察シート
  - ③ 休校中の課題等

※新一年生は、教材費の代金を頂きますので、1万円の準備をお願いします。
6. 留意事項
  - ① 受け取りは、保護者の方をお願いします。
  - ② できるだけ、決められた時間での受け取りをお願いします。
  - ③ マスクの着用をお願いします。（玄関で消毒液を準備します）
  - ④ 以下の方は、来校をご遠慮下さい。
    - ・発熱や風邪症状等がある方。
    - ・海外、県外から帰沖して2週間以上経過していない、もしくは濃厚接触者または、海外、県外からの方と接触して2週間以上経過していない方。
    - ・基礎的疾患を持っている方。
  - ⑤ 駐車場は、体育館下をご利用下さい。

7. 受け取り方法：三密（密閉・密集・密接）を避けるため、次のような対応をします。

①『密閉を作らない』

- ・一年教室、体育館の窓を全部開放します。
- ・対応する職員は、玄関に2名。体育館に、各学年1名を配置します。

②『密集を作らない』

- ・体育館前に「学級編成表」を掲示しますので、ご自分のお子様の学級を確認して受け取って頂きます。
- ・新二年生～新六年生は、体育館で教科書を受け取り、駐車場にお帰り頂きます。
- ・新一年生は、ベランダから教科書の受け取りになります。

③『密接しない・させない』

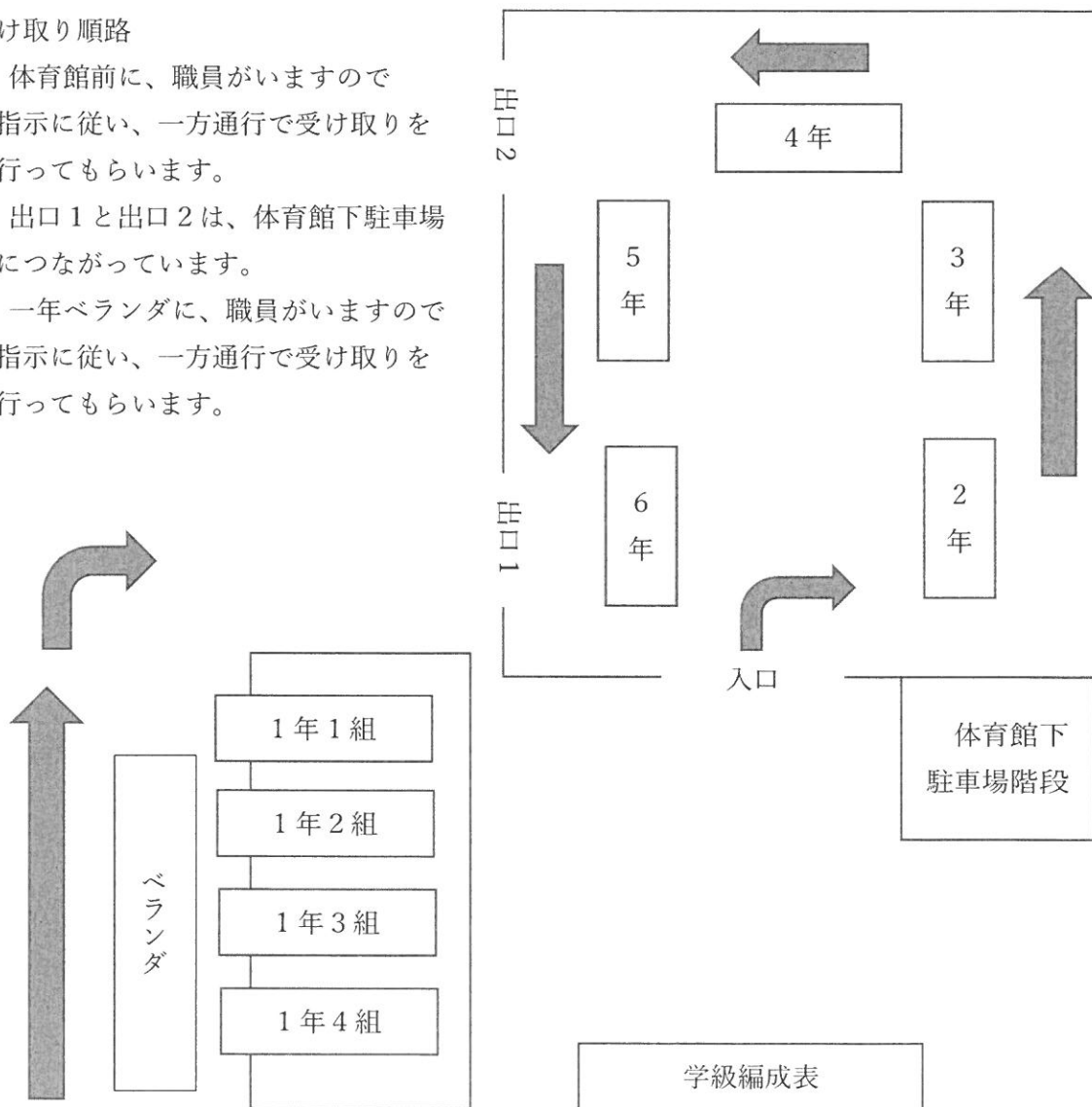
- ・お互いの間隔を1m以上離れるようにして下さい。
- ・受け取りの際は必ずマスクを着用し、受け取る前に消毒して下さい。（ベランダ、体育館前に用意）

④ 兄弟姉妹分を忘れずに受け取って下さい。

※ご自分のお子様以外の受け取りは固く禁じます。

8. 受け取り順路

- ① 体育館前に、職員がいますので指示に従い、一方通行で受け取りを行ってまいります。
- ② 出口1と出口2は、体育館下駐車場につながっています。
- ③ 一年ベランダに、職員がいますので指示に従い、一方通行で受け取りを行ってまいります。



☆「じんじんメール」、『ホームページ』を見ていない方への声かけをお願いします！

令和2年4月14日(火)

嘉手納町立幼稚園・小中学校  
園長・学校長 殿

嘉手納町教育委員会  
教育長 比嘉 秀勝  
【 公 印 省 略 】

新型コロナウイルス感染症対策のための町立幼稚園・小中学校の  
臨時休校延長について（令和2年4月14日）

4月13日、県教育委員会は「新型コロナウイルスの感染者が増大傾向にある」とし、県立高校や特別支援学校などの一斉臨時休校の期間を5月6日まで延長すると発表しました。

これを受け、本町では新学期の授業再開にむけて、町長と教育長との間で調整を行い、今後の対応方針を決定しました。

記

1 臨時休校期間延長

5月6日（水）まで

町内の幼稚園・小中学校授業開始

- |                               |
|-------------------------------|
| (1) 1学期始業式（小中学校） 令和2年 5月7日（木） |
| (2) 入学式                       |
| 小学校 5月8日（金）午前                 |
| 中学校 5月8日（金）午後                 |
| (3) 幼稚園の入園・進級式は5月11日（月）       |

※感染の状況によっては再開時期を変更することもある。

※小学校低学年の児童については、家庭の状況により預かり手がない場合は、臨時休校中も登校可能とし、学校（午前・昼食・午後）で預かる。  
なお、保護者から相談がある場合は3年生児童以上についても学校で預かる。

2 休業中の留意点

- (1) 手洗い、咳エチケット等の感染予防を継続する。
- (2) 休業の目的は、地域全体での感染拡大を抑えることにあることから自宅待機とし、不要不急の外出は控える。
- (3) 休業期間中は、児童生徒の公共施設（図書館、児童館、マルチメディアセンター、体育館など）への立ち入りを制限する。
- (4) 部活動（スポーツ少年団活動を含む）の活動は休止する。
- (5) 休業中の連絡・周知等は、広報マイクやメーリングサービス、学校HP等を活用する。
- (6) 感染が疑われる場合、感染した場合の対応については各関係機関への相談や指示を受ける。
- (7) 休業期間中であっても職員は出勤しています。緊急な相談等がある場合はご連絡ください。
- (8) 春休み期間中に県外へ旅行等をした幼児・児童・生徒については保護者への健康観察を依頼する。